

定 款

社団法人 砺波 法 人 会

社団法人 砺波 法 人 会 定 款

第 一 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人砺波法人会（以下「本会」という。）と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会の事務局は富山県砺波市に置く。本会は、理事会の決議を経て必要の地に支部を置くことができる。

第 二 章 目 的 及 び 事 業

(目 的)

第 3 条 本会は、健全な納税者団体として、税務知識の普及に努めるとともに、併せてよき法人企業を目指すものの団体としての活動を通じて、適正な申告納税制度の確立と納税意識の高揚を図り、もって税務行政の円滑な執行に寄与し、企業経営と社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一、税務知識の普及と納税道義の高揚に資する各種の事業
- 二、税制及び税法に関する研究並びに要望意見の具申
- 三、租税、法規の周知徹底を図るための講習会、説明会等の開催
- 四、経理、経営に関する講習会、説明会等の開催
- 五、会員の役職員の研鑽等、会員企業の健全な発展に資する各種の事業
- 六、地域社会への貢献等、社会の健全な発展に資する各種の事業
- 七、機関紙の発行及び上記各号の事業に必要な各種資料の刊行、配布
- 八、会員の福利厚生に必要な事業
- 九、友誼団体との協調、連けい
- 十、その他、前条の目的を達成するために、必要な事業

第 三 章 会 員

(会員の資格)

第 5 条 本会の会員たる資格を有する者は、砺波税務署の管轄区域内に所在する法人又は法人の事業所で、本会の目的及び事業に賛同する者とする。

(資格の取得)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、所定の申込手続により任意に入会することができる。

(会員の権利義務)

第 7 条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、

この定款及び総会の決議に従う義務を有する。

(資格の喪失)

第 8 条 会員は、次の各号の一に該当する場合には至ったときは、その資格を失う。

- 一、退 会
- 二、事業の閉鎖又は解散
- 三、除 名

(退 会)

第 9 条 本会を退会しようとする者は、所定の退会手続により任意に退会することができる。

(除 名)

第 10 条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により除名することができる。

- 一、会員としての義務の履行を怠ったとき
 - 二、本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為があったとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会 費)

第 11 条 会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより、会費を納入するものとする。

- 2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

(会員 名簿)

第 12 条 本会は別に定める様式により会員名簿を作成し、これを本会の事務所に常置するものとする。

- 2 前項の会員名簿は会員に異動を生じた都度これを訂正するものとする。

第 四 章 役 員

(役員の種類及び員数)

第 13 条 本会に次の役員を置く。

理 事 25 名以上 60 名以内とし、青年部会並びに女性部会各代表 3 名を含める。

う ち	会 長	1 名
	副 会 長	6 名
	常 任 理 事	10 名以上 20 名以内
	監 事	2 名以上 3 名以内

- 2 専務理事は前項の規定にかかわらず会長の推薦により理事会の承認を得て委嘱する事ができる。

(役員を選任)

- 第 14 条 理事及び監事は総会において選任する。
- 2 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。
 - 3 会長、副会長及び常任理事は理事の互選によりこれを定める。
 - 4 理事及び監事が任期中に会員企業から異動することとなったときは第 1 項にかかわらず会員企業の推薦する者を常任理事会の決議により役員補欠とすることができる

(役員職務)

- 第 15 条 会長は本会を代表し会務を統轄する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは予め定めた順位によりその職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会を構成し総会の決議に従い、本会の運営を協議執行する。
 - 4 専務理事は、会長の命を受け職務を行う。
 - 5 常任理事は、常任理事会を構成し、通常会務の必要な事項を審議する。
 - 6 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

(役員任期)

- 第 16 条 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員解任)

- 第 17 条 本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合、その他第 10 条第 1 項各号の一に類する事実があったときは、総会の 3 分の 2 以上の決議でその役員を解任することができる。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、その役員に総会において弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

- 第 18 条 役員は原則として無報酬とする。
- 2 専務理事の報酬は、理事会の承認を受け、会長が別に定める。

第 5 章 顧問、相談役、参与、委員及び事務局

(顧問、相談役、参与)

- 第 19 条 本会に顧問及び相談役並びに参与を置くことができる。
- 2 顧問及び相談役並びに参与は第 16 条第 1 項に準じ、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
 - 3 顧問及び相談役並びに参与は本会の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応じる。

(委員会)

第 20 条 第 4 条に規定する本会の業務を分担するため、委員会を設けることができる。

2 委員会は委員長及び委員を持って構成する。

3 委員長及び委員は会員の代表者その他の役職員のうちから会長がこれを委嘱する。

(事務局)

第 21 条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局には職員を配置し、会長がこれを任免する。

3 職員は原則として有給とする。

(規定の制定)

第 22 条 委員会、青年部会、女性部会及び事務局の運営に関する規定は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(帳簿及び書類の備付け及び閲覧)

第 22 条の 2 本会の事務局には、常に次の各号に掲げる帳簿及び書類等を備え付けておかなければならない。ただし、第 1 号から第 3 号及び第 8 号に掲げる書類については最新版を、第 6 号及び第 9 号について掲げる書類については 5 年間分を備えておくものとする。

一、定款

二、会員名簿及び会員の異動に関する書類

三、理事、監事、顧問、相談役及び職員の名簿及び履歴書

四、許認可等及び登記に関する書類

五、会議の議事録

六、事業報告書及び収支計算書

七、収入支出に関する帳簿及び証拠書類

八、事業計画書及び収支予算書

九、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録

十、その他必要な帳簿及び書類等

2 前項第 1 号、第 6 号、第 8 号及び第 9 号に掲げる書類並びに会員名簿及び役員名簿については、これを一般の閲覧に供するものとする。

第 六 章 会 議

(会議の種類)

第 23 条 会議は、総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。

(総 会)

第 24 条 総会を分けて、通常総会及び臨時総会とし、いずれも会員の全員を持って組織する。

(総会の開催及び招集)

- 第 25 条 通常総会は、毎年 1 回事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、又は会員総数の 5 分の 1 以上若しくは監事が会議の目的たる事項を示して請求したときに開催する。
- 3 総会は、開催の日から少なくとも 7 日前に会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書を発して招集する。ただし、会長がやむをえないと認めるときは、便宜の方法をもってこれに代えることができる。

(会員の表決権)

- 第 26 条 会員は、各 1 個の表決権を有する。
- 2 会員は、前項の表決権を行使するため、総会に各 1 名の代表を出席させる。
- 3 会員は委任状をもって、総会における表決権の行使を他の出席会員に委任することができる。この場合委任した会員は出席した者とみなす。

(総会の議事)

- 第 27 条 総会は、全会員の過半数が出席しなければ成立しない。
- 2 総会の議事は、この定款に別に定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の付議事項)

- 第 28 条 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。
- 一、事業報告及び事業計画
- 二、決算及び収入、支出予算
- 三、理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項
- 四、その他会長が必要と認めて付議した事項

(役員会)

- 第 29 条 役員会を分けて理事会及び常任理事会とする。
- 2 理事会は、理事の全員をもって組織し、常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって組織する。
- 3 監事、顧問、相談役及び参与は、役員会に出席して意見を述べることができる。

(役員会の開催及び招集)

- 第 30 条 役員会は、会長が必要と認めるときにこれを開催する。
- 2 役員会の招集については、第 25 条第 3 項の規定を準用する。

(役員会の議事)

- 第 31 条 役員会は、その構成員の過半数が出席しなければ成立しない。
- 2 役員会の議事は、出席役員過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会の付議事項)

- 第 32 条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- 一、総会に提出すべき議案
 - 二、定款の変更に関する議案
 - 三、総会において理事会に委任された事項
 - 四、その他会務の運営に関して会長が必要と認めた事項
- 2 常任理事会は、理事会に代り、業務の執行に関する事項及び緊急な事項を決議する。ただし、その決議事項は、次の理事会に報告してその承認を得なければならない。

(会議の議長)

第 33 条 全ての会議の議長は、会長をもってこれにあてる。

第 七 章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第 34 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- 一、設立当初寄付された別紙財産目録記載の財産
- 二、会 費
- 三、事業に伴う収入
- 四、資産から生ずる収益
- 五、寄付金品
- 六、その他の収入

(資産の管理)

第 35 条 本会の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理する。

(資産の区分)

第 36 条 本会の資産は、基本財産及び運用財産の 2 種類に区分する。

- 2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に組み入れられる資産とする。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の使用の制限)

第 37 条 基本財産は、これを消費し、又は抵当権その他の物権のために供してはならない。

- 2 事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、前項の規定にかかわらず、総会の決議を経てその一部に限りこれを処分することができる。

(経 費)

第 38 条 本会の経費は、運用財産をもってこれに当てる。

(収支予算、収支決算等)

第 39 条 本会の収支予算及び収支決算は、事業計画及び事業報告とともに総会の承認を受けなければならない。

2 前項の収支決算については、財産目録を付して監事の監査を経なければならない。

(剰余金の処分)

第 40 条 平成 11 年 5 月 25 日の総会により削減される。

(事業 年度)

第 41 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 八 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、総会の決議を経、かつ、金沢国税局長の認可を受けなければこれを変更することができない。

(解 散)

第 43 条 本会は、総会において、会員の過半数が出席し、その 3 分の 2 以上の決議により、解散することができる。

(残余財産の処分)

第 44 条 本会が解散した場合の残余財産は、総会の決議を経、かつ、金沢国税局長の許可を得て、本会と類似の目的を持つ他の団体に寄付するものとする。

第 九 章 雑 則

(細 則)

第 45 条 この定款の施行に必要な細則は、理事会の決議を経て別に定める。

付 則

1. この定款は、金沢国税局長の社団法人設立許可があった日から施行する。
2. 従来砺波法人会に属した会員及び同会の権利義務の一切は、本会が継承する。
3. 役員及び監事の任期は、設立初年度に限り、創立総会の日から、昭和 53 年 3 月 31 日までとする。
4. 本会の設立初年度の事業年度は、第 41 条の規定にかかわらず、創立総会の日から、昭和 52 年 3 月 31 日までとする。
5. 平成 5 年 6 月 24 日より一部改正する。
6. 平成 9 年 8 月 22 日より一部改正する。
7. 平成 11 年 7 月 22 日より一部改正する。
第 17 条 (役員 の 解任)、第 21 条 (事務局)、第 22 条 の 2 (帳簿、書類の備付け及び閲覧)、第 40 条 (剰余金の処分) の改正規定は、平成 11 年 7 月 22 日から実施する。
8. 平成 15 年 7 月 7 日より一部改正する。